

## 【ユニットの通り抜けについて】

● 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号）  
第5（6）

① 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。このためには、次の2つの要件を満たす必要がある。

（ア）他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。

（イ）当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。

## ○ 問題点

学校などを改修して特別養護老人ホームを整備した場合や、細長い土地に特別養護老人ホームを整備する場合などに、エレベーターや浴室への動線の問題上、ユニットの中を他のユニットの入所者が通過せざるを得ない設計となってしまうことがある。

今までの整備の協議事例では、このような場合ユニットとしての整備を認めていなかった。

今後については、下記のような内容を要綱上定めることにより、一定の要件を満たした場合は、ユニットの通り抜けを認めてはどうか。

## ● 事務局・改正案

他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。ただし、建物及び土地の形状の制約がある場合は、この限りではない。

## 【解釈】

この規定は、一のユニットの入居者が別のユニットを通過することを妨げるものではない。なお、但し書きの趣旨は、建物及び土地の形状の制約がある場合には、別のユニットを通過しない通路の確保を義務付けるものではない。